

## [事案 2020-73] 入院給付金支払請求

・令和3年1月28日 和解成立

### <事案の概要>

約款所定の入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

右臀部打撲傷・腰部打撲傷により60日間入院したため、平成29年4月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款所定の入院に該当しないとして給付金が支払われなかったが、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

(1) 医師の指示のもとに入院し、身体に痛みがあり立ち上がることもできない状態であったため、必要な入院であった。

### <保険会社の主張>

本入院は、約款上の入院給付金の支払要件（医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）を満たさないため、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の経緯等および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人の事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、入院の一部期間については入院の必要性を認めても不合理ではないことから、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 傷病名だけからみれば一般的に入院の必要性は考えにくいだが、本件では既往症の影響から入院が遷延した印象があり、ある程度の入院はやむを得なかったと考える。